

深谷市水道事業出来形管理基準

工 種		測定項目		規格値		測定頻度	
				個々の測定値	10個の測定値平均		
管布設工		延長		----	----	----	
		基準高		----	----	----	
土工	掘削工	基準高(掘削深でない)		----	----	40mに1箇所	
		法長 (掘削深)	L<5m	-200	----		
			L≥5m	法長-4%	----		
		幅		-100	----		
路盤工	車道	下層	基準高		----	----	----
			厚さ		-45	-15	200m毎に1箇所掘り起こして測定
		幅		-50	----	40mに1箇所	
		上層	厚さ		-30	-10	200m毎に1箇所掘り起こして測定
	幅			-50	----	40mに1箇所	
	歩道		厚さ	t<15cm	-30	----	200m毎に1箇所掘り起こして測定
			厚さ	t≥15cm	-45	----	200m毎に1箇所掘り起こして測定
			幅		-100	----	40mに1箇所
アスファルト 舗装工	車道	基層	厚さ		-12	-4	1,000㎡に1箇所の割でコアーor掘り起こし
			幅		-25	----	40mに1箇所
	表層	厚さ		-9	-3	1,000㎡に1箇所の割でコアーor掘り起こし	
		幅		-25	----	40mに1箇所	
	歩道	表層	厚さ		-9	-3	1,000㎡に1箇所の割でコアーor掘り起こし
			幅		-25	----	40mに1箇所

注： 測定項目が延長となっているもので、施工延長が40m以下のものについては、1施工箇所につき2箇所とする。ただし、管布設工はこの限りでない。路盤工、アスファルト舗装工は、アスファルト混合物の総使用量が、車道について3,000t未満、歩道について500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満の工事規模の規格値を対象としている。路盤工、アスファルト舗装工は、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。